監督命令

平成２５年（再）第３号
埼玉県羽生市大沼２丁目30番地１
再生債務者　株式会社大門機械
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　さいたま市大宮区桜木町２丁目376番地　ＭＳ－１ビル７階　さいたま法律事務所　弁護士　野崎　　正
平成25年10月30日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再）第６０号
茨城県笠間市福原1305番地１
再生債務者　株式会社萩原製菓
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区日本橋２－３－21　八重洲セントラルビル８階　日本橋総合法律事務所　弁護士　中根　茂夫
平成25年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第６１号
三重県伊賀市桐ケ丘３丁目346番地
再生債務者　株式会社坂口組
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区西新橋２丁目６番２号　友泉西新橋ビル２階　富士法律事務所　弁護士　村上　　誠
平成25年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２４年（再）第１４号
京都市西京区松尾大利町20番地の１
再生債務者　株式会社京都国際
主文　平成24年10月１日にした監督命令を取り消す。
平成25年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
釧路市芦野５丁目27番９号
再生債務者　株式会社花月
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年11月19日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年12月24日から平成26年１月７日まで
釧路地方裁判所民事部

平成２５年（再）第１４号
神戸市中央区北長狭通４丁目７番20号
再生債務者　医療法人財団パルモア病院
１　決定年月日時　平成25年10月31日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年12月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年２月27日から平成26年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再）第３号
兵庫県南あわじ市福良乙1313番地の２、商業登記簿上の本店所在地兵庫県南あわじ市福良乙1597番地の36
再生債務者　株式会社カワノプラスチック
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年１月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年２月13日から平成26年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続による債権者集会招集

平成２５年（再）第１４号
東京都新宿区西新宿７丁目５番６号
再生債務者　株式会社ビジョナリーダイニング
１　投票期間　平成25年12月17日まで及び平成25年12月25日午前11時債権者集会期日
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年12月25日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成25年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消中更正

平成２５年（再）第１号
沖縄県中頭郡読谷村字儀間310－１、商業登記簿上の本店所在地沖縄県中頭郡読谷村字高志保1040番地
再生債務者　株式会社沖縄うみの園
１　主文　当裁判所が平成25年９月25日にした監督命令取消決定の主文中、「平成25年１月31日」とあるのを「平成25年１月18日」と更正する。
２　決定年月日　平成25年10月29日
那覇地方裁判所民事第３部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１２号
愛知県豊田市白山町七曲12番地788
再生債務者　旧豊田乳業株式会社（開始決定時の商号豊田乳業株式会社）
１　決議に付する計画案　平成25年10月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年12月16日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年12月９日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年12月２日
平成25年10月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２５年（再）第１６号
東京都板橋区若木２丁目５番４号
再生債務者　齊川　佳子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第３３号
岐阜県関市塔之洞字中洞3984番地
再生債務者　株式会社岐阜関スポーツランド
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２５年（再）第１号
沖縄県中頭郡読谷村字儀間310－１、商業登記簿上の本店所在地沖縄県中頭郡読谷村字高志保1040番地
再生債務者　株式会社沖縄うみの園
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した。監督委員及び管財人はいずれも選任されていない。監督命令の取消決定は確定した。
平成25年10月28日
那覇地方裁判所民事第３部

再生計画変更

平成２３年（再）第３７号
東京都練馬区豊玉中３丁目16番12号
再生債務者　株式会社岡工
１　主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件変更計画案には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年10月31日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２５年（再）第２１号
東京都墨田区業平４丁目14番15号　ＭＥＧビル１Ｆ
再生債務者　株式会社ＵＮＤＥＲＧＲＯＵＮＤ
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区神田紺屋町27番地１　長浜ビル　長浜総合法律事務所　弁護士　長浜　周生
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成25年10月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１４号
京都市西京区松尾大利町20番地の１
再生債務者　株式会社京都国際
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区西天満２丁目６番８号堂ビル211号室　宮崎法律事務所　弁護士　宮崎　裕二
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成25年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部